

みどりの食料システム法の認定制度等について

令和 6 年 4 月
農林水産省

目次

①	みどりの食料システム戦略（概要）	・ ・ ・ ・ ・ 2
②	みどりの食料システム戦略と法制度のポイント	・ ・ ・ ・ ・ 4
③	みどりの食料システム法の運用状況	・ ・ ・ ・ ・ 5
④	環境負荷低減事業活動・特定環境負荷低減事業活動	・ ・ ・ ・ ・ 7
⑤	有機農業栽培管理協定	・ ・ ・ ・ ・ 15
⑥	基盤確立事業	・ ・ ・ ・ ・ 17
⑦	支援措置一覧	・ ・ ・ ・ ・ 22
⑧	みどり戦略交付金等関係予算	・ ・ ・ ・ ・ 31
⑨	みどりの食料システム法に関する制度周知資料	・ ・ ・ ・ ・ 34

みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

「Farm to Fork戦略」(20.5)

2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)

2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）

2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。

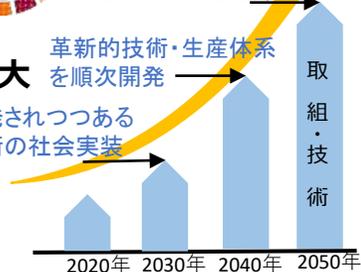


ゼロエミッション
持続的発展

革新的技術・生産体系の
速やかな社会実装

革新的技術・生産体系
を順次開発

開発されつつある
技術の社会実装



期待される効果

経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境 将来にわたり安心して 暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

みどりの食料システム戦略（具体的な取組）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

調達

1. 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進

- (1) 持続可能な資材やエネルギーの調達
- (2) 地域・未利用資源の一層の活用に向けた取組
- (3) 資源のリユース・リサイクルに向けた体制構築・技術開発

～期待される取組・技術～

- ▶ 地産地消型エネルギーシステムの構築
- ▶ 改質リグニン等を活用した高機能材料の開発
- ▶ 食品残渣・汚泥等からの肥料成分の回収・活用
- ▶ 新たなタンパク資源（昆虫等）の利活用拡大等

生産

2. イノベーション等による持続的生産体制の構築

- (1) 高い生産性と両立する持続的生産体系への転換
- (2) 機械の電化・水素化等、資材のグリーン化
- (3) 地球にやさしいスーパー品種等の開発・普及
- (4) 農地・森林・海洋への炭素の長期・大量貯蔵
- (5) 労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大
- (6) 水産資源の適切な管理

～期待される取組・技術～

- ▶ スマート技術によるピンポイント農薬散布、病害虫の総合防除の推進、土壌・生育データに基づく施肥管理
- ▶ 農林業機械・漁船の電化等、脱プラ生産資材の開発
- ▶ バイオ炭の農地投入技術
- ▶ エリートツリー等の開発・普及、人工林資源の循環利用の確立
- ▶ 海藻類によるCO₂固定化（ブルーカーボン）の推進等

・持続可能な農山漁村の創造
・サプライチェーン全体を貫く基盤技術の確立と連携（人材育成、未来技術投資）
・森林・木材のフル活用によるCO₂吸収と固定の最大化

- ✓ 雇用の増大
- ✓ 地域所得の向上
- ✓ 豊かな食生活の実現

消費

4. 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進

- (1) 食品ロスの削減など持続可能な消費の拡大
- (2) 消費者と生産者の交流を通じた相互理解の促進
- (3) 栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進
- (4) 建築の木造化、暮らしの木質化の推進
- (5) 持続可能な水産物の消費拡大

～期待される取組・技術～

- ▶ 外見重視の見直し等、持続性を重視した消費の拡大
- ▶ 国産品に対する評価向上を通じた輸出拡大
- ▶ 健康寿命の延伸に向けた食品開発・食生活の推進等

加工・流通

3. ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立

- (1) 持続可能な輸入食料・輸入原材料への切替えや環境活動の促進
- (2) データ・AIの活用等による加工・流通の合理化・適正化
- (3) 長期保存、長期輸送に対応した包装資材の開発
- (4) 脱炭素化、健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化

～期待される取組・技術～

- ▶ 電子タグ（RFID）等の技術を活用した商品・物流情報のデータ連携
- ▶ 需給予測システム、マッチングによる食品ロス削減
- ▶ 非接触で人手不足にも対応した自動配送陳列等

みどりの食料システム法※のポイント

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号、令和4年7月1日施行）

制度の趣旨

みどりの食料システムの実現 ⇒ 農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保

みどりの食料システムに関する基本理念

- 生産者、事業者、消費者等の連携
- 技術の開発・活用
- 円滑な食品流通の確保 等

関係者の役割の明確化

- 国・地方公共団体の責務（施策の策定・実施）
- 生産者・事業者、消費者の努力

国が講ずべき施策

- 関係者の理解の増進
- 技術開発・普及の促進
- 環境負荷低減に資する調達・生産・流通・消費の促進
- 環境負荷低減の取組の見える化 等

基本方針（国）

協議 ↑ ↓ 同意

基本計画（都道府県・市町村）

申請 ↑ ↓ 認定

申請 ↑ ↓ 認定

環境負荷低減に取り組む生産者

生産者やモデル地区の環境負荷低減を図る取組に関する計画
（環境負荷低減事業活動実施計画等）

※環境負荷低減：土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減、温室効果ガスの排出量削減 等

【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（農業改良資金等の償還期間の延長（10年→12年）等）
- 行政手続のワンストップ化*（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認等）
- 有機農業の栽培管理に関する地域の取決めの促進*

*モデル地区に対する支援措置

新技術の提供等を行う事業者

生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、機械・資材メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等の取組に関する計画
（基盤確立事業実施計画）

【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（食品流通改善資金の特例）
- 行政手続のワンストップ化（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認）
- 病虫害抵抗性に優れた品種開発の促進（新品種の出願料等の減免）

- 上記の計画制度に合わせて、必要な機械・施設等への投資促進税制、機械・資材メーカー向けの日本公庫資金を措置

みどりの食料システム法の運用状況

みどりの食料システム法 施行（令和4年7月1日） 施行令・施行規則等も施行

国の基本方針 公表（令和4年9月15日）

告示・事務処理要領・申請書様式、ガイドライン等も併せて公表

○ **令和4年度中に全都道府県で基本計画が作成**

令和5年度から都道府県による
**環境負荷低減事業活動に取り組む
農林漁業者の計画認定が本格的にスタート**

○ **46道府県で計4,000名以上の農業者を
認定**（令和6年3月末）

○ **16道県29区域で特定区域を設定**
初めての特定計画が2県3区域で認定
（令和6年3月末）

○ **初めての有機農業を促進するための栽培管理
協定が茨城県常陸大宮市で締結**
（令和5年12月時点）

生産現場の環境負荷低減を効果的に進めるため、
現場の農業者のニーズも踏まえ、
**環境負荷低減に役立つ技術の普及拡大等
を図る事業者の計画を認定**



リモコン草刈機の普及



可変施肥田植機の普及



堆肥散布機の普及

○ **令和4年11月に第1弾認定をした後、
64の事業者を認定**（令和6年3月末）

引き続き、農林漁業者・事業者の計画認定を拡大するとともに、みどり投資促進
税制、融資の特例、予算事業の優先採択等により、環境負荷低減の取組を推進。

基本計画の事例（滋賀県、北海道、長崎県、大分県）

滋賀県みどりの食料システム基本計画

- ・令和4年10月公表、県及び全19市町で作成。
- ・化学肥料・化学農薬の使用低減や琵琶湖の保全などに対応した生産性の高い環境こだわり農業を推進するとともに、環境こだわり農業の強みを生かした流通・販売の強化、消費者の理解促進等を図る。



水稲、茶の有機栽培の栽培技術の体系化



食品事業者等と連携した理解促進・消費拡大

農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画

- ・令和4年12月公表、北海道及び全179市町村で作成。
- ・環境との調和に配慮した「クリーン農業」の取組や、2050年までに道内の温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボン北海道」等を踏まえ、環境保全型農業の取組拡大等を図る。



長崎県みどりの食料システム戦略ビジョン

- ・令和4年12月公表、県及び全21市町で作成。
- ・化学肥料・化学農薬の使用低減に繋がる環境保全型農業の取組の裾野を拡大、オーガニックビレッジ等の地域を中心に有機農産物等の販路拡大を図る。



病虫害に強いバレイショ品種「アイマサリ」を利用したグリーンな栽培体系の実証



オーガニックビレッジを中心に有機農産物等の販路を拡大

大分県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画

- ・令和4年12月公表、県及び全18市町村で作成。
- ・IPM技術の普及拡大や地域循環型農業の推進等を通じた化学肥料・化学農薬の使用低減を実施し、豊富な地域資源の活用を促進するとともに、地域の環境に配慮して生産された農林水産物等のブランド化を図る。



土着天敵温存植物の定植（ソルゴー、okra、バジル等）



オーガニックイベントによる有機農産物のPR活動

環境負荷低減事業活動とは

- 環境と密接に関連し、相互に影響を及ぼす農林漁業について、土壌・水質の汚染や生物多様性の低下、温室効果ガスの排出といった環境への負荷に着目し、その低減を図る事業活動を促進。

□ 環境負荷低減事業活動とは…（法第2条第4項）

【定義】 農林漁業者が、当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資するよう、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う次に掲げる事業活動

（1）農林漁業者（又はこれらの者の組織する団体）が行う事業活動であること

（2）以下のいずれかに掲げる事業活動であること

①土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動

- 有機農業の取組を含みます。



堆肥の施用による土づくり



燃油使用量の低減に資する施設園芸用ヒートポンプ

②温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動

- 具体的には、燃油使用量等の低減を図るための省エネ設備の導入、メタンの排出量の低減を図るための家畜排せつ物の強制発酵や脂肪酸カルシウム飼料の給与、水田における中干し期間の延長等の取組を指します。（いわゆる農林漁業の「排出削減対策」が広く該当します。）

③別途、農林水産大臣が定める事業活動

【告示】

- ・水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・環境中への窒素・リン等の流出を抑制する飼料の投与等
- ・バイオ炭の農地への施用
- ・プラスチック資材の排出又は流出の抑制
- ・化学肥料・化学農薬の使用低減と合わせ、地域における生物多様性の保全に資する技術等を用いて行う事業活動



農地土壌に炭素を貯留



生分解性マルチの使用

（3）農林漁業の持続性の確保に資するものであること

当該事業活動が経済的な合理性を有しているものであること。具体的には、環境負荷低減事業活動に伴って増大する生産コストの低減等に取り組み、農林漁業の所得の維持又は向上を図るものであること。

環境負荷低減事業活動実施計画の認定スキーム

- 都道府県知事が、環境負荷低減に取り組む農林漁業者が作成する環境負荷低減事業活動実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組を税制・金融措置により支援。

認定スキーム



支援措置

農林漁業者等向け

- **課税の特例（法人税・所得税）**
環境負荷低減事業活動に必要な施設・設備等の導入に対する**投資促進税制**（特別償却）
- **農業改良資金融通法の特例**
・貸付資格認定の**手続のワンストップ化**
・償還期間の**延長**（10年→12年）
- **林業・木材産業改善資金助成法の特例**
- **沿岸漁業改善資金助成法の特例**
・貸付資格認定の**手続のワンストップ化**
・償還期間の**延長**（10年→12年 等）
- **家畜排せつ物法の特例**
・日本公庫による**長期低利資金**
（畜産経営環境調和推進資金）の貸付適用
〔メタンの排出抑制・良質な堆肥の供給に資する
堆肥化施設等の整備を支援〕

関連する措置を行う食品事業者向け

- **食品等流通法の特例**
・日本公庫による**長期低利資金**
（食品流通改善資金）の貸付適用
〔環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物を
用いた食品の製造・流通施設の整備等を支援〕

<基本方針第2 環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的事項>

- ・「その組織する団体」とは、農協、集落営農組織その他**法人格の有無にかかわらず**農林漁業者を直接又は間接の構成員とする共同組織をいう。
- ・実施計画の目標は、**基本計画の推進に資するよう、適切な数値指標を用いて定めること。**
- ・環境負荷低減事業活動の実施期間は、**5年間を目途に定めるもの**とすること。

※認定を受けた者に対する各種予算事業でのメリット措置を受けられます。

みどりの食料システム法に基づく農業者認定の状況

- 令和5年度から各都道府県による農業者の計画認定が本格的にスタート。**46道府県**で**4,000**名以上を認定（令和6年3月末）しており、税制・融資の特例や補助事業の優先採択等を活用しながら取組が進められている。
- 取組内容や品目が多様化するとともに、JAなどグループでの取組も広がっている。
- 引き続き、税制特例などのメリット措置の丁寧な周知や各地の認定事例などの積極的発信により、さらなる認定拡大を図っていく。

おおやぶ かずあき

大藪和晃さん（和歌山）

ミニトマトのハウスからのGHGの排出削減に向け、**農業改良資金の融資を受け、局所加温のための設備等**を導入。

筑後久保農園（福岡）

水稻等の栽培において、水田除草機メーカーの商品開発にも協力し、化学農薬・化学肥料不使用栽培に取り組む。**みどり戦略の理念に共感し、認定を取得。**

よか茄子出荷組合（熊本）

グループに所属する**6名**で、なす栽培において、天敵を活用したIPM技術を導入し、化学農薬の使用低減に取り組む。**今後の販売戦略の一助とするため、認定を取得。**

JAおきなわ野菜生産部会ピーマン専門部（沖縄）

ピーマン専門部全体で、天敵の活用や太陽熱土壤消毒を行い化学農薬の使用低減に取り組む。**地域ぐるみで環境負荷低減の取組をPRし、他産地と差別化を図る。**

越智淳一さん（北海道）

酪農を営む**自社農場から発生する家畜排せつ物由来の堆肥**を活用して、**デントコーンの栽培**における化学肥料の使用低減に取り組む。**将来的な補助事業活用時のメリット措置に期待。**

さきがけ

農事組合法人魁（山形）

そば(160ha)の栽培において牛ふん堆肥の活用や機械除草によって、化学肥料の使用低減・化学農薬の不使用栽培に取り組む。**集落営農活性化プロジェクト促進事業におけるみどり認定のポイント加算**を活用。

(株)本原農園（福井）

県の普及センターから勧められ、みどり認定を取得し、**産地生産基盤パワーアップ事業等におけるポイント加算**を活用。大豆の栽培を新たにはじめ、化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む。

柳沢農園（長野）

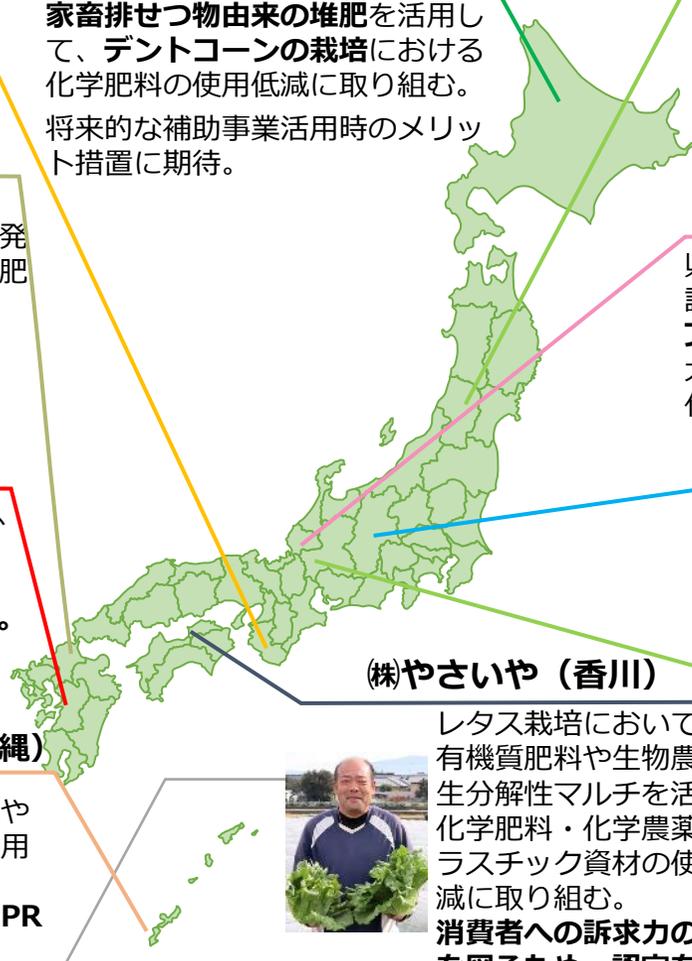
環境負荷低減に取り組む水稻の規模拡大のため、**みどり税制**を活用して、**再生紙マルチ田植機**を導入。みどり税制の活用により、**導入初年度のキャッシュフローが改善**できたことを評価。

(株)やさいや（香川）

レタス栽培において、有機質肥料や生物農薬、生分解性マルチを活用し、化学肥料・化学農薬・プラスチック資材の使用低減に取り組む。**消費者への訴求力の向上を図るため、認定を取得。**

(有)JAにしみの興農社（岐阜）

水稻や小麦の栽培において、生分解性プラスチック資材配合肥料を活用し、プラスチック使用量の**2割削減**に取り組む。**みどり交付金（グリーンな栽培体系への転換サポート）**におけるみどり認定のポイント加算を活用。



みどり法に基づく特定区域とは

- 特定区域は、地域ぐるみで環境負荷低減に取り組む計画が基本計画に位置付けられたモデル地域。
- 特定区域の設定に当たっては、特定区域の範囲やその中で行われる取組の内容についてそれぞれ要件を満たすよう計画を作成する必要。区域内では、有機農業の栽培管理協定や国庫補助事業の優遇等のメリットあり。

✓ 特定区域とは

地域ぐるみで以下①～③の環境負荷低減に取り組む計画が地方自治体の基本計画に位置づけられた地域

① 有機農業による生産活動

(例：有機農業の団地化)



独自ブランドの確立

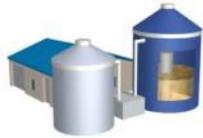


有機農業のための栽培管理協定の締結

② 廃熱その他の地域資源の活用により

温室効果ガスの排出量の削減に資する生産活動

(例：工場の廃熱・廃CO₂を活用した園芸団地の形成)



工場



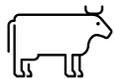
廃熱・廃CO₂
を供給



施設園芸団地で活用

③ 環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う生産活動

(例：ペレット堆肥の活用による資源循環の取組)



家畜



排せつ物の堆肥化・ペレット化



地域ぐるみで施用

✓ 特定区域設定の要件

- ☑ 設定する区域は、自然的社会的諸条件からみて一定のまとまりを有すること
- ※ オーガニックビレッジなど市町村ぐるみで取り組む場合などは、市町村全域での設定も可能!
- ☑ 二戸以上の共同又は地域の実態に照らして相当程度の事業規模で取り組むこと
- ☑ 生産方法又は流通・販売方法の共通化を図ること
- ☑ 地方自治体と連携して、地域における環境負荷低減事業活動の普及拡大に努めること

範囲
の要件

取組内容
の要件



特定区域設定のメリット

- ① **有機農業を促進するための栽培管理協定の締結が可能**
- ② **国庫補助の予算事業で優遇**
- ③ 農地法等手続きのワンストップ化



①P.13,③P.11 ②優遇事業一覧

その他、地域ぐるみで環境低減に取り組んでいることをアピールできます!

さらに詳しく知りたい場合・・・

特定区域設定の手引きをご参照ください。



特定区域設定の手引き

特定区域（モデル地区）の設定状況

○ 地域ぐるみで行う環境負荷低減の取組を行う**特定区域（モデル地区）**は、令和6年3月末で、新たに2県2市町（宮城県美里町中埠地区、富山県富山市）で設定。（全国では16道県29区域で設定。）

北海道	湧別町	バイオマスガスプラントの余剰熱の施設園芸への活用	愛知県	岡崎市	学校給食や企業の食堂への利用促進等による有機農業の団地化
宮城県	山元町	ICT等の活用によるいちご栽培のスマート施設園芸団地の形成	兵庫県	神戸市	家畜由来堆肥、こぼりハーベスト（下水処理で回収されたリンを配合）の活用による有機・特別栽培の推進
	美里町 二郷地区	有機農業のゾーニングによる有機農業の団地化		豊岡市	「コウノリ育苗農法」無農薬タイプの生産拡大
	美里町 なかぞね 中埠地区	営農型太陽光発電で得られた電気の施設園芸等への活用		養父市	新規就農者の確保、技術伝承による有機農業の面的拡大
	わくや 涌谷町	技術の継承による有機農業の産地形成	奈良県	天理市	放棄茶畑を活用した有機茶の産地形成
山形県	西川町	木質バイオマス発電由来の廃熱、廃CO ₂ の施設園芸への活用	宇陀市	担い手の育成・確保、生産力向上による有機農業の団地化	
	川西町	担い手の確保や技術向上による有機農業の団地化	徳島県	徳島市	農薬の局所施用によるレンコン栽培の化学農薬使用低減の推進
茨城県	石岡市	地域の担い手育成による有機農業の団地化	小松島市	学校給食への利用推進等による水稲の有機農業の団地化	
	常陸大宮市	技術の向上等による有機野菜及び有機米の生産団地の形成	阿南市	地域の関係機関が一体となった水稲の有機農業の団地化	
栃木県	塩谷町	学校・保育園給食への利用や技術の継承による有機農業の団地化	阿波市	野菜、水稲の有機農業の団地化・ブランド化	
千葉県	千葉市	ICTを活用したイチゴ生産のSDGs型施設園芸の産地育成	海陽町	化学農薬使用低減に向けたきゅうりの次世代栽培技術の確立	
富山県	富山市	地域の中心的な担い手を核とした有機農業の産地形成	宮崎県	えびの市	遊休農地を活用した有機農業の産地形成
	南砺市	水稲の栽培技術の共有等による有機農業の産地形成	鹿児島県	みんみたね 南種子町	ノウハウの共有等による地域特産品の有機農業の産地形成
福井県	越前市	技術のマニュアル化による大規模有機農業の拡大			
長野県	佐久市	認定基盤確立事業と連携したペレット堆肥の活用による資源循環型農業の推進			

【特定計画】：特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定
 【有機協定】：有機農業を促進するための栽培管理に関する協定の締結

